

おかやま人事ネット21ニュース10月号

〒700-0973 岡山市北区下中野 349-101 TEL : 086-805-4556 FAX : 086-805-4557

おかやま人事ネット 21 では、皆様のご相談を受付けております。

今月のトピックス 雇用義務の70歳までの延長

2025年4月から厚生年金の受給開始年齢(男性)が65歳になりますが、厚生労働省は来年度から公的年金の支給開始年齢を65歳から遅らせる検討を始める予定です。元気で意欲のある高齢者の雇用をさらに拡大して労働力を確保するため、政府は9月に、希望する高齢者が70歳まで働けるよう雇用継続義務付け年齢を現在の65歳から70歳に見直すための検討(高年齢者雇用安定法改正)に入りました。

国が実施した調査で、仕事をしている人の8割が少なくとも70歳位か働ける内はいつまでも働きたいと回答しているように、この見直しは高齢者の意欲に応えるものです。現在の健康寿命(男性)年齢71歳を考えると、実態に合っているとも言えそうです。

現在の高齢法に基づく継続雇用制度や65歳までの定年の延長・定年廃止等の実施により、65歳までの雇用が定着(継続雇用制度採用企業は8割)しているところですが、そのために企業は定年後の再雇用制度を導入して賃金の引き下げや業務、勤務制度の見直しなど様々な取り組みを定着させてきました。法改正が行われてからは、65歳以降の雇用延長の際に更新の上限年齢を決めることと高齢労働者の健康状態・体力のチェックや業務能力の評価を継続して実施することが必要です。

10月の総務

- ・社会保険料の変更
- ・岡山県最低賃金
807円(10/3)



お薦め

美術探訪

この時季、県内の美術館は特色ある特別展を開催しています。県立美術館では廬山、雪舟など山水画展、笠岡の竹喬美術館では国画創作展、井原の田中美術館では片岡球子展、高梁市成羽美術館では岸田劉生展、新見美術館では佐藤美術館所蔵の日本画展、倉敷市美術館では倉敷物語展など。秋のひと時、芸術に浸ってみるのも良いですね。

労務のワンポイント

特別条項の上限規制

時間外労働の限度時間(1ヵ月45時間、1年360時間)を超えて協定できる、特別条項が平成31年4月から改正されます。

特別条項は、年6ヵ月の範囲内において月の限度時間45時間を超える協定を締結することができ、上限時間は労使の協議によって設定することができます。改正法では、青天井となっている時間外労働の規制することになりました。現在特別条項を締結している企業は見直しが必要です。改正ポイントは次のとおり。

- ①年間の時間外労働の上限を720時間以内とすること。
- ②上限時間は法定休日に出勤する時間数を含めたものとすること。
- ③1ヵ月の上限は100時間未満とすること。
- ④45時間を超える月が複数となる場合は、月平均80時間以内とすること。(6ヵ月内)

法改正施行後は、特別条項届は規定の様式が定められ、労働安全衛生法上の措置を記載する欄も設けられますので、毎月定期的に労働時間管理を行う必要があります。そもそも特別条項は、臨時的で特別な事情がある場合に協定することが可能な制度です。限度時間を超える残業が常態化しないよう、業務内容や作業方法の改善を労使で検討し、残業時間を削減する意識を共有することが重要です。

耳より情報

人材確保等支援助成金の雇用管理制度助成コース

『雇用管理制度助成コース』は制度導入し、その後の離職率を低下させた会社に支給される助成金(57万円)です。

1. 評価・処遇制度……次のいずれかの制度を導入し、評価基準、実施時期、反映方法等を就業規則に規定する。
 - ①賃金制度 総賃金額を計画期間1ヶ月前(時給者・日給者は6ヵ月)より増やす。
 - ②諸手当制度 公平性のある諸手当を導入または見直す。(精皆勤手当を除く。)
 - ③退職金制度 在職年数に応じた積立制度を導入する。
2. 研修制度……職務の遂行に必要な教育訓練・研修制度を就業規則に規定する。
 - ①1人10時間以上のOff-JT教育訓練を実施する。
 - ②賃金、受講料等の諸経費を全額会社が負担する。
3. 健康づくり制度……法定定期健康診断以外の検診を導入し(半額以上を会社が負担)就業規則に規定する。
 - ①胃がん・子宮がん・肺がん・乳がん・大腸がん・歯周疾患・骨粗しょう症・腰痛診断のいずれかを実施する。
4. メンター制度……先輩が後輩の指導・相談役となる制度を導入し就業規則に規定する。
 - ①メンターにメンター研修を受講(費用は会社が全額負担)させる。
 - ②メンター・メンティへの説明を行う。

社員の定着・安定を図るためには、上記のような制度導入を検討する価値があります。ただし、この助成金を受給するには、事前に3ヶ月~1年以内での計画届を提出し実施すること、その後の1年間の離職率を従前のものと比較して目標達成した場合に支給申請することになります。